

住みよい環境住宅づくり助成制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）の販売促進にかかる施策の一環として、公社の宅地購入者または宅地借地人に対し、住みよい環境住宅づくりを支援することを目的として、その住環境整備費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、公社と宅地分譲契約または琴浦町と定期借地権設定契約を締結し、第3条に規定する住宅を建設する者とする。

対象者はきらりタウン赤碕の購入者とする。

(助成対象住宅の要件)

第3条 助成の対象となる住宅の要件は、次の第一号は必須、第二号から第五号のいずれか2件を満たすものとする。

- 一 公社の建物配置基準（各団地に定められている公社のまちづくり）に沿った配置計画とすること。（必須）
- 二 省エネルギー住宅工事（住宅金融支援機構の定める技術基準※1）を施工すること。
- 三 省エネルギー型設備を設置すること。（エコキュート、太陽光発電、コージェネレーション等のいずれかのもの）
- 四 宅地内を緑化（植樹または生け垣等）すること。
- 五 県産材を全体で10m³以上使用すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は宅地譲渡価格500万円未満の購入者は30万円、宅地譲渡価格500万円以上から700万円未満の購入者は40万円、宅地譲渡価格700万円以上の購入者は50万円とする。

(申請方法)

第5条 助成を希望する者（以下「助成希望者」という。）は、建築確認申請までに住みよい環境住宅づくり計画書兼助成金交付登録申請書（様式第1号）を公社に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該住宅の配置図、仕上表、外構計画図を添付するものとする。

3 理事長は、前二項の申請書を受理した場合、受理した順にその内容を審査し、その結果を住みよい環境住宅づくり助成金交付登録決定書（様式第2号）により、助成希望者に通知するものとする。

(住宅完成報告)

第6条 前条第3項の通知により交付登録決定を受けた者（以下「登録者」という。）は建築工事完了後、速やかに住宅完成報告書（様式第3号）を公社に提出するものとする。

2 前項の住宅完成報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第3条第1項第一号から第四号までの要件が確認できる写真
- 二 外観写真

三 検査済証の写し（建築確認を要する場合のみ）又は現場審査に関する通知書の写し
（独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けた者のみ）

3 理事長は前二項の書類を確認し、交付を決定したときは、その結果を住みよい環境住宅
づくり助成金交付決定書（様式第4号）により、登録者に通知する。

（助成金の請求）

第7条 助成金の請求は、前条の助成金交付決定通知書を受けた後30日以内に、住みよい
環境住宅づくり助成金交付請求書（様式第5号）により行うものとする。

（助成金の支払）

第8条 理事長は前条の請求書を受けたときは、30日以内に助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第9条 理事長は、助成金の交付を受けようとする者が虚偽の書類を提出したときは、助成
金の交付を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

この要綱の一部を平成21年2月20日に改正。

この要綱の一部を平成21年6月12日に改正。

この要綱の一部を平成22年5月10日に改正。

この要綱の一部を平成22年7月1日に改正。

この要項の一部を平成23年4月1日に改正。

この要項の一部を平成23年4月28日に改正。

この要項の一部を平成23年7月1日に改正。

この要項の一部を平成23年7月20日に改正。

この要項の一部を平成23年10月1日に改正。

この要項の一部を平成24年4月1日に改正。

この要項の一部を平成25年4月1日に改正。

※1 昭和55年省エネ告示レベル：住宅の天井または屋根、外壁、床下などの所定の厚
さ以上の断熱材を施工（別添資料のとおり）